とくしまの学校における働き方改革通信（R8）
～うぇるびーいんぐ～ Vol.72

「休憩時間の弾力的な運用について」



自校の休憩時間がいつに設定されているか知っていますか？

※教職員の休憩時間は各学校の校長が設定します。
○1日の勤務時間6時間超→休憩時間少なくとも45分
○1日の勤務時間8時間超→休憩時間少なくとも60分

令和7年度「とくしまの学校における働き方改革プラン(第3期)」
取組状況に関するアンケート結果　より

「所属校の休憩時間は、職員が休息しやすい時間に設定されていますか？」（学校長のみ回答）
→**約6割が設定されていない**と回答



設定の見直しをしましょう！



教員の休憩時間を**弾力的に**運用する自治体・学校が増えてきました！
たとえば…
①教員ごとに個別の時間帯を設定
②放課後にまとめて設定
③分割付与の設定　など

うぇるびーいんぐvol.60や67で県内の取組を紹介しています。
是非チェックしてみてください！

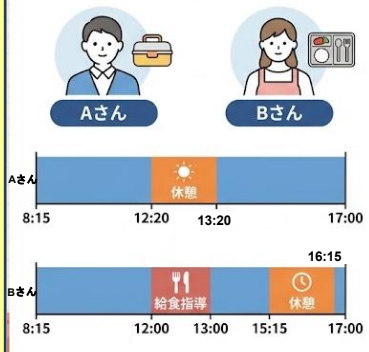

Vol.60


休憩できるフリースペースを設けている学校もあります！


Vol.67

具体的な設定例　※休憩時間60分の場合

① 教員ごとに個別の時間帯を設定



例：昼に休憩時間が取れるAさんの場合
→12時20分から13時20分

給食指導で昼に休憩時間が取れないBさんの場合
→15時15分から16時15分

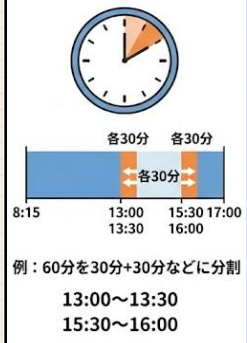
② 放課後にまとめて設定（昼に取れない場合）



例：15時15分から16時15分
※休憩時間は勤務時間の途中で設定しなければいけないため、**勤務時間の最後に設定はできません！**

例：勤務時間17時までの場合
休憩時間16時から17時 →

③ 分割付与の設定



例：60分を30分+30分などに分割
13:00～13:30
15:30～16:00

例：**60分を30分と30分などに分割。**
13時から13時30分、
15時30分から16時の
休憩時間
※過度な細分割は
認められません。

休憩時間にできること

労働基準法において、休憩時間は「労働から完全に解放され、自由に利用できる時間」と定められており、教職員も基本的には個人の自由な判断で過ごすことができます。
例：別室での休息
学校を離れて銀行に行く等、
私用の用事を済ませる　など





誰が・いつ休憩時間なのかをはっきり分かるようにしましょう！
例：グループウェアでの共有・
校内掲示板・卓上ポップ等
(デジタルとアナログの併用がおすすめです)

校長先生は休憩時間が校内でしっかりと共有されているかのご確認と、休憩時間の弾力的な運用を引き続きお願いいたします！



編集●徳島県教育委員会教育政策課　代表メールアドレス　kyouikuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
〒770-8570　徳島市万代町1丁目1番地　kyouikuseisaku@g.tokushima-ec.ed.jp（グループウェア）
■ご質問やご感想、また取り上げてほしいテーマをお待ちしています！

